

# 利 用 上 の 注 意

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

工業統計調査は、工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

### (2) 調査の根拠

工業統計調査は、統計法（昭和22年3月26日法律第18号）に基づく指定統計第10号であり、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施される調査である。

### (3) 調査の期日

平成13年工業統計調査は、平成13年12月31日現在で実施した。

### (4) 調査の対象

日本標準産業分類（平成5年総務庁告示第60号）による「大分類F－製造業に属する事業所」を対象とする。ただし、国に属する事業所は除く。工業統計調査は、西暦末尾0、3、5、8年については全事業所を対象とした全数調査を実施し、それ以外の年には、従業者4人以上の事業所と従業者3人以下の事業所のうち特定業種（別表1参照）に該当する事業所を対象として調査を実施している。平成13年（2001年）工業統計調査は、従業者4人以上の事業所と従業者3人以下の特定業種に該当する事業所を対象に実施した。

### (5) 調査の種類及び方法

工業統計調査は、従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、申告者（事業所の管理責任者）の自計申告により行っている。

### (6) 調査事項

調査事項は、巻末（付録）の工業調査票甲及び乙のとおりである。

## 2 調査項目の説明

(1) この調査の対象となる事業所とは、平成13年12月31日現在で製造・加工部門を有している事業所（製造・加工部門を有しない本社又は本店、倉庫等を含まない。）である。

また、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所は集計から除外している。

(2) 従業者数は、平成13年12月31日現在の常用労働者数と個人事業主及び無給家族従業者数の合計である。

ア 「個人事業主及び無給家族従業者」は、次のいずれかに該当する従業者をいう。

(ア) 業務に従事している個人事業主（実務に携わっていない事業主は除く）

(イ) 個人事業主の家族で無報酬で常時就業している者（手伝い程度の者は除く）

イ 「常用労働者」は、次のいずれかに該当する従業者で、「正社員、正職員等」、「パート・アルバイト等」及び「出向・派遣受入者」の別とする。

(ア) 期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者

(イ) 日々又は1か月以内の期限で雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者

(ウ) 人材派遣会社からの派遣従業者、親会社からの出向従業者等

(エ) 重役、理事などの役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払いを受けている者

(オ) 事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の払いを受けている者

ウ 「正社員、正職員等」は、雇用されている者で一般に「正社員」、「正職員等」と呼ばれている者。ただし、他企業に出向している者を除く。

エ 「パート・アルバイト等」は、常用労働者のうち一般に「パートタイマー」、「アルバイト」、「嘱託」又はそれに近い名称で呼ばれている者

オ 「出向・派遣受入者」は、他の企業から受入れている出向者及び派遣企業からの派遣者

カ 「臨時雇用者」は、常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者及び日々雇用されている者

なお、以上の調査項目のうちウ、エ、オ及びカは、今回調査で新たに加えられた項目である。

- (3) 「現金給与総額」は、平成13年1年間に常用労働者に対し、決まって支給された給与（基本給、諸手当）、特別に支払われた給与（期末賞与等）の額及びその他の給与額の合計である。

「その他の給与」は、常用労働者に対する退職金、解雇手当及び常用労働者に含まれない臨時及び日雇の者に対する諸給与等をいう。

- (4) 「原材料使用額等」は、平成13年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費（外注加工費）の合計であり、消費税額を含んだ額である。

ア 「原材料使用額」は、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油も含まれる。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれる。

イ 「電力使用額」は、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まない。

ウ 「委託生産費」は、原材料又は中間製品を他の企業の事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいう。

- (5) 「有形固定資産」に関する数値は、平成13年1年間における数値であり、帳簿価額による。

なお、この項目は、工業調査票乙（従業者29人以下）については、平成13年から西暦末尾が0、5年のみ調査することになった。

ア 「有形固定資産の取得額」には、次の区分がある。

(ア) 土地

(イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

(ウ) 機械及び装置（附属設備を含む。）

(エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等

イ 「建設仮勘定の増加額」は、この勘定の借方に加えられた額であり、「減少額」とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいう。

ウ 「有形固定資産の除却額」は、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の所への引き渡し等の額をいう。

- (6) リースとは、賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約のできないものをいう。

ア 「リース契約額」は、平成13年中に新たに契約したリース契約額の総額で、消費税額を含む。

イ 「リース支払額」は、平成13年中に支払ったリース料の総額で、消費税額を含む。

- (7) 「製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額」は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、原材料を他に支給して製造される委託生産品も含まれる。

- (8) 「製造品出荷額等」は、平成13年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、内国消費税額等を含んだ額である。

ア 「製造品出荷額」は、その事業所が所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造させたものを含む。）を平成13年中にその事業所から出荷した額である。

イ 「加工賃収入額」は、他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造し、あるいは他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加え、これによって受け取った、又は受け取るべき加工賃をいう。

ウ 「その他の収入額」は、冷蔵保管料、広告料金及び自家発電の剰余電力の販売収入額をいう。

(9) 内国消費税額等は、消費税を除く内国消費税額と推計による消費税額の合計である。

また、消費税を除く内国消費税額は、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方道路税の納付税額又は納付すべき税額の合計である。なお、消費税額は推計により算出している。

(10) 「敷地面積」は、平成13年12月31日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積である。ただし、鉱区、住宅、寄宿舎、グラウンド、倉庫及びその他福利厚生施設等に使用している敷地については、生産設備などのある敷地と道路（公道）、へい、さくなどにより明確に区別される場合及びこれらの敷地の面積が何らかの方法で区別できる場合は除いている。

また、事業所の隣接地にある拡張予定地を、事業所が占有している場合は含めている。

(11) 「工業用水」については、次のとおりである。

① 淡水

ア 水源別用水量の区分

(ア) 公共水道 都又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいう。

・工業用水道 飲用に適しない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいう。

・上水道 一般の水道のことで、飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいう。

(イ) 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいう。

(ウ) その他の淡水 (ア)～(イ) 以外の淡水であって、(エ)の回収水にも属さないものをいう。

例えば、農業用水路から取水した水、他の事業所から供給を受けた水などをいう。

(エ) 回収水 事業所内で一度使用した水を、循環して使用する水をいう。回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかの有無は問わない。

イ 用途別用水量区分

(ア) ボイラ用水 ボイラ内で蒸気を発生させるために使用された水をいう。

(イ) 原料用水 製品の製造過程において、原料としてそのまま使用された水、製品原料の一部として添加使用された水をいう。

(ウ) 製品処理用水 原料、半製品、製品などの浸漬や溶解等の物理的な処理を加えるために洗じょう用水使用された水及び工場の設備又は原料、製品の洗じょう用に供された水をいう。

(エ) 冷却用水・温調 工場の設備又は原料・製品などの冷却用及び工場内の温度又は湿度の用水調整のために使用された水をいう。

(オ) その他の用途に使われた水 (ア)～(エ) までに含まれない水（工場内での従業員の飲料水、雑用水など）をいう。

② 海水

海水及び河川のうち常時潮の影響を受けている部分から取水した塩素イオン濃度200PPM以上の水をいう。

### 3 計算項目の説明

計算項目は次の算式によっている。

(1) 生産額（従業者30人以上）

$$\begin{aligned} \text{生産額} &= \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ &\quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \end{aligned}$$

(2) 粗付加価値額及び付加価値額

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額等} - \text{原材料使用額等}$$

$$\text{付加価値額} = (\text{従業者29人以下の粗付加価値額}) + (\text{従業者30人以上の付加価値額})$$

$$\text{従業者30人以上の付加価値額} = \text{生産額} - \text{内国消費税額等} - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

※ 従業者29人以下については、減価償却額を調査していないので（従業者数10人～29人は西暦末尾0，5年のみ調査）、粗付加価値額として算出している。

(3) 在庫額及び在庫総額

$$\text{在庫額} = \text{製造品在庫額} + \text{半製品及び仕掛品価額}$$

$$\text{在庫総額} = \text{在庫額} + \text{原材料及び燃料在庫額}$$

(4) 有形固定資産投資総額

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定差引増減}$$

(5) 1事業所当たり従業者数、製造品出荷額等及び付加価値額

$$1 \text{ 事業所当たり従業者数} = \text{従業者数} \div \text{事業所数}$$

$$1 \text{ 事業所当たり製造品出荷額等} = (\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額等}) \div \text{事業所数}$$

$$1 \text{ 事業所当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{事業所数}$$

(6) 1従業者当たり製造品出荷額等及び付加価値額

$$1 \text{ 従業者当たり製造品出荷額等} = (\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額等}) \div \text{従業者数}$$

$$1 \text{ 従業者当たり付加価値額} = \text{付加価値額} \div \text{従業者数}$$

(7) 常用労働者1人当たり現金給与総額

$$\text{常用労働者1人当たり現金給与総額} = \text{現金給与総額} \div \text{常用労働者数}$$

(8) 原材料率、付加価値率及び在庫率

$$\text{原材料率} = \frac{\text{原材料使用額等}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額等}} \times 100$$

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額等}} \times 100$$

$$\text{在庫率} = \frac{\text{年末在庫額}}{\text{生産額} - \text{内国消費税額等}} \times 100$$

(9) 実質製造品出荷額等及び実質付加価値額

$$\text{A年の実質製造品出荷額等} = \frac{\text{A年製造品出荷額等}}{\text{A年日銀卸売物価指数} \div \text{基準年日銀卸売物価指数}}$$

$$\text{A年の実質付加価値額} = \frac{\text{A年付加価値額}}{\text{A年日銀卸売物価指数} \div \text{基準年日銀卸売物価指数}}$$

(注) 日銀卸売物価指数は平成7年基準日本銀行国内卸売物価指数（工業製品）である。

#### 4 産業分類等

(1) 工業統計調査用産業分類は、基本的には日本標準産業分類に基づき設定（一部統合し使用しているものもある。）している。

大分類F－製造業に属する事業所を、中分類（2桁）、小分類（3桁）、細分類（4桁）の3段階に分類している。各事業所が産出する製造品及び賃加工品については、日本標準商品分類を参考とする製造品分類（6桁）で分類している。

(2) 産業別に集計するための産業格付けの方法は、次のとおりである。

ア 製造品及び賃加工品が単品の事業所については、品目番号（6桁）の上4桁で産業細分類を決定する。品目が複数の場合は、品目番号の上2桁（中分類）が同じ品目の製造品出荷額等の合計金額が最も大きいものに決定し、その2桁（中分類）の中で、上記と同様の方法で3桁（小分類）、4桁（細分類）を決定し、最終的な産業格付とする。

イ 「中分類26－鉄鋼業」等については、作業工程、機械設備等により産業を決定するものがある。

(3) 統計表「第7表 品目別統計表」の産出事業所数は、産業格付とは無関係に、当該品目を生産したすべての事業所を集計している。

(4) 統計表中、「中分類22－プラスチック製品製造業（別掲を除く）」の別掲は、＜別表2＞のとおり分類される。

#### 5 符号等

(1) 各表中の符号の用法は次のとおりである。

「0」「0.0」…… 表章単位未満(0.5又は0.05未満)

「－」…… 皆無又は該当数値なし

「…」…… 不詳（未調査のため数値が得られないもの）

「△」…… マイナスの数値

「x」…… 秘匿数値

注： 該当する事業所数が2以下の場合、秘密保護の関係から、その数値を秘匿している。また、事業所数が3以上の場合でも、他との関連により秘匿の必要がある場合には秘匿している。

なお、イタリック体は、秘匿数値を合算したものである。

(2) 「ポイント」とは、パーセントとパーセントの差を表す。

(3) 表示されている単位未満は、四捨五入している。そのため、総数と内訳の計が一致しない場合がある。

#### 6 その他

(1) この報告書の数値は、後日、経済産業省から公表される数値と相違する場合がある。

(2) 田無市と保谷市は、平成13年1月21日に廃止され、西東京市が設置されたが、この報告書における西東京市の12年以前の数値は、旧田無市と旧保谷市の数値を合算したものである。

(問い合わせ先)

東京都総務局統計部商工統計課工業統計係

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03(5321)1111(代) 内線25-581~7

ダイヤル 03(5388)2544

〈別表1〉

## 特 定 業 種 一 覧

小 分 類	細 分 類
143 ねん糸製造業	1431 ねん糸製造業(かさ高加工糸製造業を除く) 1432 かさ高加工糸製造業
144 織物業	1441 綿・スフ織物業 1442 絹・人絹織物業 1443 毛織物業 1444 麻織物業 1449 その他の織物業
145 ニット生地製造業	1451 丸編ニット生地製造業 1452 たて編ニット生地製造業 1453 横編ニット生地製造業
152 ニット製外衣・シャツ製造業	1521 ニット製外衣(アウターシャツ類、セーター類などを除く)製造業 1522 ニット製アウターシャツ類製造業 1523 セーター類製造業 1529 その他のニット製外衣・シャツ製造業
153 下着類製造業の一部	1532 ニット製下着製造業 1534 ニット製寝着類製造業
156 その他の衣服・繊維製身の回り品製造業の一部	1564 靴下製造業 1565 手袋製造業
171 家具製造業	1711 木製家具製造業(漆塗りを除く) 1712 金属製家具製造業 1713 マットレス・組スプリング製造業
173 建具製造業	1731 建具製造業
232 ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業	2321 ゴム製履物・同附属品製造業 2332 プラスチック製履物・同附属品製造業
241 なめし革製造業	2411 なめし革製造業
242 工業用革製品製造業(手袋を除く)	2421 工業用革製品製造業(手袋を除く)
243 革製履物用材料・同附属品製造業	2431 革製履物用材料・同附属品製造業
244 革製履物製造業	2441 革製履物製造業
245 革製手袋製造業	2451 革製手袋製造業
246 かばん製造業	2461 かばん製造業
247 袋物製造業	2471 袋物製造業(ハンドバッグを除く) 2472 ハンドバッグ製造業
248 毛皮製造業	2481 毛皮製造業
249 その他のなめし革製品製造業	2499 他に分類されないなめし革製品製造業
254 陶磁器・同関連製品製造業	2541 衛生陶器製造業 2542 食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業 2543 陶磁器製置物製造業 2544 電気用陶磁器製造業 2545 理化学用・工業用陶磁器製造業 2546 陶磁器製タイル製造業 2547 陶磁器絵付業 2548 陶磁器用はい(坏)土製造業 2549 その他の陶磁器・同関連製品製造業
282 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	2821 洋食器製造業 2822 機械刃物製造業 2823 利器工匠具・手道具製造業(やすり、のこぎり、食卓用刃物を除く) 2824 作業工具製造業(やすりを除く) 2825 やすり製造業 2826 手引のこぎり・のこ刃製造業 2827 農業用器具製造業(農業用機械を除く) 2829 その他の金物類製造業

(別表2)

## プラスチック製品製造業に分類されない製造品

製造品名	細分類
合成皮革製衣服	1569 他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
家具・装備品	1799 他に分類されない家具・装備品製造業
プラスチック版	1941 製版業
写真フィルム(乾板を含む)	2095 写真感光材料製造業
履物、同附属品	2323 プラスチック製履物・同附属品製造業
手袋	2451 皮製手袋(合成皮革製を含む)
かばん	2461 かばん製版業
袋物	2471 袋物製版業(ハンドバッグを除く)
ハンドバッグ	2471 ハンドバッグ製造業
耐火物	2559 その他の耐火物製造業
と石	2579 その他の研磨材、同製品製造業
模造真珠	2593 人造宝石製造業
歯車(時計用、がん具用を除く)	2975 動力伝導装置製造業(玉軸受、ころ軸受を除く)
軸受(時計用、がん具用、玉軸受、ころ軸受を除く)	
軸受(玉軸受、ころ軸受)	2994 玉軸受・ころ軸受製造業
抵抗器(配電制御用)	3013 開閉装置・配電盤・電力制御装置製造業
配線器具	3014 配線器具・配電盤・配線附属品製造業
コンデンサ(通信機用を除く)	3019 その他の産業用電気機械器具製造業(車両用、船舶用を含む)
通信機用抵抗器、コンデンサ	3084 抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業
配電ずみプリント配線板	3088 プリント回路製造業
強化プラスチック製自動車車体	3112 自動車車体・付随車製造業
強化プラスチック製舟艇	3144 舟艇製造・修理製造業(改造、修理を含む)
目盛りのついた三角定規	3211 一般長さ計製造業
注射筒	3231 医療用機械器具製造業
義歯	3235 歯科材料製造業
眼鏡	3261 眼鏡製造業(枠を含む)
歯車(時計用)、軸受(時計用)	3271 時計・同部分品製造業(時計側を除く)
時計側	3272 時計側製造業
楽器	3421 ピアノ製造業
	3422 ギター製造業
	3429 その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
がん具、歯車(がん具用)、軸受(がん具用)	3431 娯楽用具・がん具製造業(人形、児童乗物を除く)
運動用具	3434 運動用具製造業
事務用品	3441 万年筆、シャープペンシル、ペン先製造業
	3442 ボールペン・マーキングペン製造業
	3443 鉛筆製造業
	3444 毛筆・絵画用品製造業(鉛筆を除く)
	3449 他に分類されない事務用品製造業
装身具、装飾品	3451 装身具・装飾具・ボタン・同関連品製造業(貴金属・宝石製を除く)
ボタン、同関連品	3453 ボタン製造業
かつら	3455 かつら製造業
漆器	3461 漆器製造業
畳	3472 畳製造業
うちわ、扇子	3473 うちわ・扇子・ちょうちん製造業
ほうき、ブラシ	3474 ほうき・ブラシ製造業
洋傘、和傘、同部分品	3475 傘・同部分品製造業
喫煙用具	3477 喫煙用具製造業(貴金属・宝石製を除く)
魔法瓶	3478 魔法瓶製造業
看板、標識機	3492 看板・標識機製造業
パレット	3493 パレット製造業
モデル、模型	3494 モデル・模型製造業(紙製を除く)
工業用模型	3495 工業用模型製造業
レコード	3496 情報記録物製造業(新聞、書籍等の印刷物を除く)